

# 令和 4 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 5 月 27 日 (金)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年5月27日（金）  
午前9時00分開会 午前10時22分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第9号 農用地利用集積計画について
    - 議案第10号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第11号 非農地証明（遊休農地）について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（事務局長専決）
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（事務局長専決）
    - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
    - 報告第7号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
    - 報告第8号 農業委員会による最適化活動の推進等（活動計画）について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉
17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子	

6 欠席委員 13番 高部 宏生

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 1名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会5月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議席番号13番 高部宏生委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数24名中23名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号1番池田和浩委員、同4番加藤正雄委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、番号3番の申請地のうち、1筆について、耕作を行う予定がないため申請から外すこととなり、申請書から削除されました。そのほかについて変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として補助資料番号3番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。以上です。よろしく願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料2ページ5条番号5番の案件について、転用面積の妥当性と営業方法について審査しました。

転用面積の妥当性について、当初、転用者からは1頭あたり必要な面積を根拠に事業計画が作成されていましたが、利用者用の駐車台数などをみても合理性がないため、指導を行っていました。その後転用者より、市内や県外の事例や公共が設置するドッグランの情報より、ドッグラン（犬を放す場所）を2,000㎡から1,200㎡へ縮小、来場者用駐車台数の見直しがありました。事務局でも確認し、面積は過大ではないと考えております。

営業方法についてですが、基本的に無人で行うとの意向でした。農地法の要件ではない部分ですが、周辺住民への影響などが危惧されたため聞き取り等行いました。

犬を放す場所は周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い出入口部分はオートロックの扉を設置。営業時間は9時から18時でそれ以外の時間は扉が開かない仕組みを取る。

来場者は、不特定な人の利用ではなく会員制とし、犬と人を登録し管理。利用する際は事前予約により入場制限を行う。

施設の5か所にカメラを設置し、リアルタイムで管理。利用者とのトラブルがあれば適宜対応を行う。

糞尿の処理については、犬にマナーパンツをはかせゴミ捨て場を設置、清掃員を雇い臭い等の対策を行うとのこと。

周辺住民との調整について、現状周辺の居住者へは事業計画を

説明し了承は受けており、事業を行うことを自治会経由で回覧済み、事業開始前に再度周知を行うと確認しました。

また、審査会の中で、道路側へ連絡先を記載した看板を設置することを依頼し承諾されました。この内容を申請書類に反映し対応しています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料1 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から3番の3件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第7号、1ページをご覧ください。

番号1番から3番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。  
 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
 番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。  
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第8号、2ページをお願いします。  
 番号1番から11番までの11件につきましては、審査会での指導や調整により、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし問題ないことが見込まれます。  
 補足説明は次のとおりです。信用性については、番号10番に始末書が添付されています。その他の案件には特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、3番、5番、6番、8番、9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番、4番、7番、10番、11番です。一時転用については、番号1番は保育園の工事に伴う資材置場で1年間の一時転用計画、番号3番、8番が営農型太陽光で、認定農業者のため10年間の一時転用計画、番号7番は電線の補修工事で22ヵ月間の一時転用計画です。4件とも農地復元誓約書を添付しています。その他の案件については該当ありません。  
 詳細については、議案をご覧ください。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号5番については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番の4件を一括上程いたします。内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第9号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、4月26日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4件6筆5,616㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第10号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第10号、5ページ

をご覧ください。

議案第 10 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 7 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。  
続きまして議案第 11 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 11 号 7 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。



委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案はさよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。議案の 8 ページをお願いします。  
報告第 1 号の番号 1 番から 9 ページ 9 番までの 9 件、及び 10 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 25 番までの 25 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 14 ページをお願いします。報告第 3 号の番号 1 番から 5 番については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 15 ページをお願いします。  
報告第 4 号の番号 1 番から 17 ページ 13 番までの 13 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。  
次に 18 ページをお願いします。  
報告第 5 号の番号 1 番 2 番までの 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、19 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地課税、2 番は宅地課税でした。  
次に 19 ページをお願いします。  
報告第 6 号の番号 1 番から 3 番の 3 件については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。番号 1 番、2 番は、非農地証明の議案で審議した土地の周辺にある土地です。現場周辺は山林化しており、非農地証明の土地と同様の状況となっていると考えますので非農地と回答しました。なお、土地改良区は受益地外

です。番号3番は、令和4年3月に現況証明にて非農地として証明した土地です。現場は、住宅敷地内と考える部分に墓地があり、そこへの進入路としてなっており、非農地と回答しました。

3件ともに5月17日付け事務局長名で回答しました。

次に20ページをお願いします。

報告第7号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。番号1番は、調整区域の白地の土地で、上から3筆は登記簿地目山林で現況も農地以外となっており、非農地と判断しました。下段の2筆について、登記簿地目は畑で現況もハウスが建っており農地性ありと判断し、5月17日付け事務局長名で回答しました。なお、土地改良区は非農地で判断した土地は受益地外、農地性ありと判断した土地は受益地でした。

資料1-2報告8については、4月総会において議案として上程した際にいただいた多くのご意見を事務局で集約し、改めて5月12日の運営委員会で協議のうえ決定いただいたものです。

まず、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

「成果目標」の(1)農地の集積は、近年の実績数字を参考とし、今年度末の集積率として30.9%、面積にして150haを集積化する目標となりました。

そして、(2)遊休農地の解消です。1号遊休農地面積111haのうち緑区分107ha、黄区分4haとなっておりましたが、黄区分が7haであることが判明しましたので、黄区分の面積とともに1号遊休農地面積全体も114haとそれぞれ訂正させていただきました。

続く(3)新規参入の促進については、変更はありません。

次に「活動目標」ですが、こちらも変更はありません。

「目標の設定等」については以上でございます。

続いて、「活動記録簿」ですが、決定いただいた様式を綴ったファイル等を、本日配布させていただきました。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。(午前10時07分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。(午前10時10分再開)

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
(午前 10 時 22 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年5月27日

議 長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(1番 池田 和浩 委員)

議事録署名者  
(4番 加藤 正雄 委員)